（法第五十四条第三号の国土交通省令で定める基準）

第三十三条　法第五十四条第三号の国土交通省令で定める基準は、入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とすることとする。

（必要な保全措置）

第三十四条　法第五十四条第五号の必要な保全措置は、同条第四号の前払金に係る債務の銀行による保証その他の国土交通大臣が定める措置とする。

（法第五十四条第六号の国土交通省令で定める管理の方法の基準）

第三十五条　法第五十四条第六号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　（略）

（削る）

（削る）

（法第五十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第三十六条　法第五十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、終身賃貸事業の実施に支障がないと都道府県知事が認める変更とする。

（規模及び設備の基準）

第三十七条　法第五十七条第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　各戸が床面積二十五平方メートル以上であること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、それぞれ当該イからニまでに定める基準によることができる。

イ　既存住宅（建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅をいう。以下同じ。）である場合（ハに掲げる場合を除く。）　十八平方メートル以上

ロ　次号イただし書に規定する場合（ハに掲げる場合を除く。）　十八平方メートル以上

ハ　既存住宅であって次号イただし書に規定する場合　十三平方メートル以上

ニ　居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を法第五十二条第一項の賃借人（次号ロにおいて「賃借人」という。）が共同して利用する場合　国土交通大臣が定める基準

2　都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣）が既存の住宅に係る法第五十二条第一項に規定する事業の認可をする場合における法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一　便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。

二　その他国土交通大臣の定める基準に適合すること。

（法第五十四条第四号の国土交通省令で定める基準）

第三十五条　法第五十四条第四号の国土交通省令で定める基準は、入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とすることとする。

（必要な保全措置）

第三十六条　法第五十四条第六号の必要な保全措置は、同条第五号の前払金に係る債務の銀行による保証その他の国土交通大臣が定める措置とする。

（法第五十四条第七号の国土交通省令で定める管理の方法の基準）

第三十七条　法第五十四条第七号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

2　（略）

（都道府県高齢者居住安定確保計画で定める事項）

第三十八条　都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県高齢者居住安定確保計画で、第三十三条及び第三十四条の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

（市町村高齢者居住安定確保計画で定める事項）

第三十九条　市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画で、第三十三条及び第三十四条の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

（法第五十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第四十条　法第五十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、賃貸住宅の整備の実施時期の変更のうち、整備の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更とする。

（新設）